

あなたの意見を市政に！

市長への手紙

「市長への手紙」は、日ごろ市民の皆さんが市政について考えていること、気がついたことなどをお寄せいただき、いつでも市政に参加していただこうというものです。

お気軽にご意見やご提言をお寄せください。

ご意見・ご提言を
お寄せください



専用はがき (送料無料)

地区まちづくりセンターや図書館など、市内各公共施設に設置してあります。

市ウェブサイト

市ウェブサイト内のトップページで、「市長への手紙」ををクリックしてください。専用フォームから送信できます。

Eメール

〒kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp

ファクス

〒(51) 1456

通常のはがき、封書で郵送

〒417-8601 富士市役所
「市長への手紙」宛て
※専用はがき以外の送料は個人負担



になります。

※専用はがき、市ウェブサイト以外で提言する場合は「市長への手紙」と明記してください。

お願い

□ 1通につき1件のご提言をお書きください。

□ 個人的な中傷は、ご遠慮ください。

□ 回答が必要な場合は、「回答を希望する」ことを明記してください。

□ 市の業務以外の内容については、原則、回答できませんのでご了承ください。

□ 回答をする場合や内容についての問い合わせに必要になりますので、住所、氏名、電話番号を明記してください。

※個人情報はいただいたご意見とともに担当部署に伝えますが、連絡手段や統計処理以外には使用しません。また外部に漏れることもありません。

受付から回答まで



市長への手紙が届いたら、市長が直接内容を確認



皆さんからいただいた手紙は、市長が直接内容を確認し、必要に応じて担当部署に調査・検討するように指示します。国や県の業務など市で対応できない場合には、関係機関にご意見を伝えます。

担当部署で作成した回答の内容を市長が直接確認

回答を希望する場合

回答内容について、市長の了承を得た後、担当部署から文書・Eメール・電話・面談などで回答します。

回答を希望しない場合

担当部署で手紙を保管して、今後の市政の参考にさせていただきます。

※原則として、受付後2週間以内に回答しますが、内容によっては、回答までに時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

こんなときは

直接担当部署へ



● 道路・照明灯・側溝・道路の案内標識・カーブミラーなどの破損

国	県	富士市			管理者	種類	担当
		農道	林道	市道			
西富士道路	国道1号	農政課 ☎(55) 2782	林政課 ☎(55) 2784	道路維持課 ☎(55) 2832	道路維持課	道路維持	
	国道139号						富士土木事務所 道路維持課 ☎(65) 2237
	(青島)天間					出張所 ☎(52) 5650	

公園の管理・遊具の破損など

みどりの課 ☎(55) 2795

信号機・横断歩道・道路規制標識の設置・管理

富士警察署 ☎(51) 0110

担当部署がわからないときは...

おしえてコールぶじ ☎(53) 1111

問い合わせ

広報広聴課

☎(55) 2736 ☎(51) 1456